



福岡医発第 2692 号 (地)
令和 4 年 12 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について (その 8)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記の件については、令和 4 年 11 月 15 日付福岡医発第 2294 号 (地) 「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について (その 7)」等にてご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、モデルナ社のオミクロン株 (BA. 1 及び BA. 4-5) 対応ワクチン接種の対象年齢を「18 歳以上」から「12 歳以上」へ拡大することが了承された旨、連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員に対しご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、対象年齢の拡大に伴い「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について (指示)」が一部改正されておりますので、併せてご連絡いたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

日医発第 1797 号（健Ⅱ）
令和 4 年 12 月 14 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菡 敏

オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（その 8）

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、
本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

本事務連絡は、12月13日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、モデルナ社のオミクロン株（BA.1及びBA.4-5）対応ワクチン接種の対象年齢を「18歳以上」から「12歳以上」へ拡大することが了承されたことを連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

（参考）

- ・ 第 42 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29727.html

- ・ オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（その 7）

[（令和 4 年 11 月 9 日付日医発第 1565 号（健Ⅱ））](#)

事 務 連 絡
令和4年 12月 13日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
(公 印 省 略)

オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（その8）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスのオリジナル株（武漢株）とオミクロン株に対応した2価ワクチンを使用した追加接種（以下「オミクロン株対応ワクチン接種」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添）等に基づき御対応いただいているところです。

12月13日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、モデルナ社のオミクロン株対応ワクチン（BA.1対応及びBA.4-5対応の両方を含む。）の接種対象年齢を現行の「18歳以上」から「12歳以上」に拡大することが了承されました。

これを踏まえた今後のオミクロン株対応ワクチン接種の方針について、別添のとおり、各地方公共団体に周知いたしました。貴会及び地域医師会におかれても、引き続き予防接種の実施について格段のご協力をお願いいたします。

以上

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 13 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（その 8）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスのオリジナル株（武漢株）とオミクロン株に対応した 2 価ワクチン（以下「オミクロン株対応ワクチン」という。）を使用した追加接種（以下「オミクロン株対応ワクチン接種」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和 2 年 12 月 17 日付け健発 1217 第 4 号厚生労働省健康局長通知別添。以下「自治体向け手引き」という。）等に基づき御対応いただいているところです。

12 月 13 日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、モデルナ社のオミクロン株対応ワクチン（BA. 1 対応及び BA. 4-5 対応の両方を含む。以下同じ。）の接種対象年齢を現行の「18 歳以上」から「12 歳以上」に拡大することが了承されました。

これを踏まえた今後のオミクロン株対応ワクチン接種の方針について、下記のとおり御連絡いたしますので、各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、自治体向け手引き及び本事務連絡に基づいて、引き続きオミクロン株対応ワクチンの接種体制の整備を進めていただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

分科会にて了承されたオミクロン株対応ワクチン接種の方針は以下のとおりである。（下線部は、「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（その 7）」（令和 4 年 11 月 7 日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）でお示した内容からの主な更新箇所）

1. 基本的な考え方

各自治体においては、新型コロナウイルス感染症が毎年、年末年始に流行していることを踏まえ、従来ワクチンによる4回目接種を完了した者を含めた全ての対象者が、令和4年中にオミクロン株対応ワクチン接種を受けられるよう、10月から11月にかけて全国で1日当たり100万回（1日当たり人口比0.8%分）を超えるペースで接種を行うことが可能となる体制をとることとし、これを前提に、記6に示すとおり段階的に接種券を送付しつつ、会場等の整備を進めること。

なお、ワクチンの供給については、既に12月19日の週までに約1億200万回分のワクチンを配分する旨をお示ししているところであるが、令和4年中には全ての接種対象者が接種可能となる量のワクチンを供給する見込みである。

2. 接種対象者について

分科会では、新型コロナウイルスのオリジナル株に対応した従来の1価ワクチン（以下「従来ワクチン」という。）と比較した、2価のオミクロン株対応ワクチンによる追加接種の有効性について、

- ・ 現在、流行しているオミクロン株に対応した成分が含まれるため、従来ワクチンを上回る重症化予防効果や、短い期間である可能性はあるものの、感染予防効果や発症予防効果も期待されること
- ・ オミクロン株とオリジナル株の両方の成分を含み、2種類の異なる抗原が提示されることから、これらにより得られる多様な免疫反応は、今後の変異株に対しても有効である可能性がより高いと期待されること

が確認されている。

上記の科学的知見やワクチンの添付文書の内容を踏まえ、オミクロン株対応ワクチン接種は、初回接種を完了した12歳以上の者であって、最終の接種から3か月以上経過したものを対象とすることとする。

なお、ワクチン別の対象年齢は、ファイザー社のものが12歳以上、モデルナ社のものが18歳以上となることに留意すること。

3. 接種の開始時期等について

オミクロン株（BA.1）に対応したオミクロン株対応ワクチン（以下「BA.1対応型ワクチン」という。）の接種は本年9月20日より、オミクロン株（BA.4-5）に対応したファイザー社のオミクロン株対応ワクチンの接種は10月13日より、オミクロン株（BA.4-5）に対応したモデルナ社のオミクロン株対応ワクチン（以下、ファイザー社及びモデルナ社のオミクロン株（BA.4-5）対応ワクチンを合わせて「BA.4-5対応型ワクチン」という。）の接種は11月28日より順次開始し、また、10月21日より接種間隔を「3か月以上」としているところであるが、モデルナ社のオミクロン株対応ワクチンの対象年齢拡大については、今後速やかに必要な通知改正を行い、12月14日より適用を開始することとする。

これまで、

- ① 9月半ば過ぎから前倒しで配送されるオミクロン株対応ワクチンについては、まずは、重症化リスクが高い等の理由で、現行の4回目接種の対象となっている者であって、当該接種を未実施であるものを対象に接種すること
 - ② 4回目接種の一定の完了が見込まれた自治体においては、配送ワクチンの範囲内で、社会機能を維持するために必要な事業の従事者や年代別など、その他の初回接種が終了した者の接種へ移行すること
 - ③ これら以外の初回接種を完了した全ての者へのオミクロン株対応ワクチンの接種については、引き続き、10月半ばを目途として準備を進めること
- といった考え方をお示ししてきたところであるが、今後は、初回接種を完了した全ての者を対象として、予約に空きが生じないようオミクロン株対応ワクチン接種を開始すること。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の実施期間は令和3年2月17日から令和4年9月30日までとしているが、オミクロン株対応ワクチン接種を実施するに当たっては、既存の新型コロナワクチンの接種からの間隔等も踏まえて、その実施期間を令和4年度末まで延長することとする。

4. ワクチンの種類及び供給について

分科会では、オミクロン株対応ワクチン接種では、オミクロン株とオリジナル株に対応した2価ワクチンを使用することが妥当であるとされ、また、同ワクチンは、亜型統（BA.1又はBA.4-5）の違いにかかわらず、従来ワクチンを上回る重症化予防効果があることが期待されるとともに、短い期間である可能性はあるものの、オミクロン株に対する発症予防効果や感染予防効果も期待されている。加えて、オミクロン株対応ワクチン接種用のワクチンは、BA.1対応型ワクチンとBA.4-5対応型ワクチンを合わせて既に約1億200万回分のワクチンの配送計画をお示ししているが、今後、全対象者分となる量を供給する予定である。このため、BA.4-5対応型ワクチンの使用開始後においても、有効期限内のBA.1対応型ワクチンを廃棄してBA.4-5対応型ワクチンに切り替えるといった対応は行わず、BA.1対応型ワクチンを含め、接種可能なワクチンを使用して、速やかにオミクロン株対応ワクチン接種を進めること。また、住民に対しても、国から別途提供する情報資材も活用して、亜型統（BA.1又はBA.4-5）の違いにかかわらず、接種可能なワクチンを速やかに接種していただくよう周知すること。

なお、ワクチンの当面の供給スケジュールの詳細については、「ファイザー社の新型コロナワクチン（オリジナル株とオミクロン株（BA.4/5）の2価ワクチン）の配送等について（その2）」（令和4年10月14日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）及び「モデルナ社の新型コロナワクチン（オリジナル株とオミクロン株（BA.4/5）の2価ワクチン）の配送等について」（令和4年10月31日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）等でお示ししているので参照いただきたい。

5. 予算について

分科会において特例臨時接種として位置づけることとされたオミクロン株対応ワクチ

ン接種に係る体制確保に必要な費用については、地方負担が生じることがないように、引き続き、国が全額を負担することとする。

6. 接種券の発送準備について

記1から3に示した内容を踏まえ、順次、接種券の発送を開始すること。

オミクロン株対応ワクチンの接種にあたっては、従来ワクチンによる4回目接種のために印刷又は送付していた接種券のほか、3回目接種のための接種券も使用可能としている。これまで、まずは3回目接種が完了した後、次の接種券が送付されていない者について早急に発送するとともに、4回目接種完了者へは10月末までに送付するよう努める等、全ての接種券未保有者に対する接種券送付の準備を進めることとの考え方をお示ししてきたところであるが、各自治体においては、接種間隔の短縮を踏まえ、5回目の接種となる者をはじめとする各対象者への接種券送付スケジュールを改めて確認の上、引き続き、速やかな発送に努めること。

その際、

- ・ 既に接種券を送付した者も含め住民全員に対して、一律に接種券を配布する方法
- ・ 接種対象者からの申請により配布する方法

など、これまでの各市町村における接種券の配布方法などを踏まえて、市町村ごとの柔軟な対応を行って差し支えないが、

- ・ 複数の接種券を保有している場合、重複使用がなされないよう、オミクロン株対応ワクチン接種が現時点では1人1回の実施であることについて周知すること
- ・ 上記以外の場合、接種券が新たに配布されない住民に接種の時期等を認識してもらえよう広報を行うとともに、既存の接種券が使用可能であること、既存の接種券を紛失等した場合は改めての申請を要することについて周知すること

などの対応の検討が必要であることに留意すること。

なお、オミクロン株対応ワクチン接種に用いる接種券と予診票については、自治体向け手引きでお示した様式（「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について」（令和4年7月22日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）でお示したのから変更なし）を用いること。

7. 事務運用について

オミクロン株対応ワクチン接種は、自治体向け手引き第5章「追加接種（3回目接種、4回目接種、オミクロン株対応ワクチン接種）」でお示ししている内容を踏まえて、実施すること。

また、オミクロン株対応ワクチン接種が開始されると、1つの接種会場で複数種類の新型コロナワクチンを取り扱うことも想定される。その場合には、従来ワクチンとオミクロン株対応ワクチンとを明確に区別して以下のような措置等を講じた上で、接種、管理、運用等について十分に注意し、間違い接種がないように留意すること。

- ・ 複数種類の新型コロナワクチンの接種を混同しないよう、ワクチンごとに接種日時や接種を行う場所（例：部屋）を明確に分けること。

- ・ 同一の冷蔵庫・冷凍庫内において複数の新型コロナワクチンを保管する場合は、容器・管理を明確に分けること。
- ・ 新型コロナワクチンの管理については、複数人での確認を徹底するとともに、接種関連器具・物品を区分し、責任者・担当者を置くこと。
- ・ ワクチン接種記録システム（VRS）への誤登録が生じないように事務的な工夫を行うこと（例：①1つの会場に複数台のタブレットがある場合には、読み込み用のタブレットを従来株用とオミクロン株対応用で分けて使用する、②1つの会場に複数台のタブレットがない場合には、読み込みの都度、プリセットを変更するのではなく、あらかじめ予診票を従来ワクチン用とオミクロン株対応ワクチン用に分けておき、プリセットの変更回数を極小化する、など）

8. その他

各自治体においては、オミクロン株対応ワクチン接種の実施に当たり、令和4年中には十分な量のワクチンを供給する予定であることも踏まえ、できるだけ長い期間で予約枠が提供できるよう努めた上で、住民に対しては、国から別途提供する情報提供資材も活用しつつ、一時的に予約が混雑した場合であっても、同年中には全ての方が接種可能となるよう体制を整備している旨、周知を行うこと。

なお、予約枠の提供に際しては、使用するワクチンがBA.1対応型ワクチンであるかBA.4-5対応型ワクチンであるかを明示する必要はない。

以上

日医発第 1803 号（健Ⅱ）

令和 4 年 12 月 15 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛標記の通知がなされるとともに、本会に対しても情報提供がありました。

本通知は、モデルナ社の新型コロナワクチンの追加接種の対象年齢を「18 歳以上」から「12 歳以上」に拡大するものです。

概要は下記のとおりです。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

○新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種（3 回目接種）においてスパイクバックス筋注（1 価：起源株）を使用する場合の対象者を「12 歳以上の者」とすること。

○新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種（3～5 回目接種）において、スパイクバックス筋注（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 1）又はスパイクバックス筋注（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 4-5）を使用する場合の対象者を「12 歳以上の者」とすること。

（参考）

オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（その 8）

[（令和 4 年 12 月 14 日付日医発第 1797 号（健Ⅱ））](#)

事 務 連 絡
令和4年 12月 14日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局
予防接種担当参事官室
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を改正し、令和4年12月14日から適用することについて、各都道府県知事を通じ、各市町村長(特別区長を含む。)に対して通知しました。

貴会及び地域医師会におかれましても、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、引き続き格段のご協力をお願いいたします。

厚生労働省発健 1214 第3号
令和 4 年 12 月 14 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働大臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月 16 日付け厚生労働省発健 0216 第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、以下の内容について妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月 16 日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙のとおり改正し、令和4年 12 月 14 日から適用する。

なお、改正内容は下記のとおりである。

記

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種においてコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。)を使用する場合の対象者について、現在は「18 歳以上の者」としているところ、「12 歳以上の者」とすること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種においてコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)を使用する場合の対象者について、現在は「18 歳以上の者」としているところ、「12 歳以上の者」とすること。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
(令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日	厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日	一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日	一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日	一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日	一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日	一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日	一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日	一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日	一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日	一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日	一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日	一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日	一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日
一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日	一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日
一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日	一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日

〈改正後〉

〈現 行〉

一部改正 厚生労働省発健 1 2 1 4 第 2 号
令和 4 年 1 2 月 1 4 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿
厚生労働大臣
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 9 6 号）第 5 条の規定による改正前の予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 （略）

2 （略）

3 使用するワクチン
(1) （略）

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者（既に第二期追加接種又は令和 4 年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジン R NA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日に	12 歳以上の者
---	----------

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿
厚生労働大臣
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 9 6 号）第 5 条の規定による改正前の予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 （略）

2 （略）

3 使用するワクチン
(1) （略）

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者（既に第二期追加接種又は令和 4 年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジン R NA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日に	12 歳以上の者
---	----------

〈改正後〉

〈現 行〉

ファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)		ファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン (SARS-CoV-2) (令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。)	<u>12 歳以上の者</u>	コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン (SARS-CoV-2) (令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。)	<u>18 歳以上の者</u>
コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン (SARS-CoV-2) (令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	5 歳以上 12 歳未満の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン (SARS-CoV-2) (令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	5 歳以上 12 歳未満の者
(3) (略)		(3) (略)	
(4) 令和 4 年秋開始接種 令和 4 年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。		(4) 令和 4 年秋開始接種 令和 4 年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。	
コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン (SARS-CoV-2) (令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	<u>12 歳以上の者</u>	コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン (SARS-CoV-2) (令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	<u>18 歳以上の者</u>
コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン (SARS-CoV-2) (令和 4 年 1 月 21 日に	12 歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン (SARS-CoV-2) (令和 4 年 1 月 21 日に	12 歳以上の者

〈改正後〉

〈現 行〉

ファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの（（１）及び（２）に掲げるものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）		ファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの（（１）及び（２）に掲げるものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）	
組換えコロナウイルス（SAR S—C o V—2）ワクチン（令和 4 年 4 月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	18 歳以上の者	組換えコロナウイルス（SAR S—C o V—2）ワクチン（令和 4 年 4 月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	18 歳以上の者

(改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号
令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号
令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号
令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号
令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号
令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号
令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号
令和4年10月13日
一部改正 厚生労働省発健1108第1号
令和4年11月8日
一部改正 厚生労働省発健1209第8号
令和4年12月9日
一部改正 厚生労働省発健1214第2号
令和4年12月14日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する生後6月以上の者。

2 期間

令和3年2月17日から令和5年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を	12歳以上の者

受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において5歳以上 12 歳未満の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	5歳以上 12 歳未満の者

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して

接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。)	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)

(4) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの((1)及び(2)に掲げるものを除く。))であつて、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)	12歳以上の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者

以上